

◆ 1億円が当選！？詐欺メールにご注意ください！

【当選商法】

携帯電話に、「当選金1億円を受け取ってほしい」とメールが届いた。当選金を受け取るためには、3千円のギフトカード(電子マネー)を購入して、裏面にある番号の写真をメールで送付するよう書かれていたので、写真を送った。



すぐに当選金を受け取れると思っていたが、その後も高額当選証明書発行の手続き費用など、なんだかんだ理由を付けてギフトカードの購入を求められ、これまで19万8千円分を購入して写真を送っているが、当選金は受け取っていない。

相手からの請求金額が大きくなり、1億円を現金化するための費用(5万円)を請求されて、さすがに変だと思い、騙されていることに気が付いた。何とかお金を取り戻す方法はないか。(60歳代 男性)

ギフトカードが既に利用済みの場合、返金交渉は難しいと思われるが、詐欺だと証明できれば警察署に届け出ることば可能であることを伝え、ギフトカード販売事業者の相談窓口事情を説明して、返金交渉してはいかがかと助言しました。

後日、相談者から連絡があり、ギフトカード販売事業者へ事情を説明して確認してもらったところ、ギフトカードは未使用だったので、利用を止めてもらい、コンビニで返金(15万円)してもらったと報告がありました。

応募もしていないのに、「当選した！」という、うまい話はありません。身に覚えのないメールが来たら相手にせず、無視をしましょう！

不安に思うことがあれば、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください！

◆ 大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談窓口

● **消費生活相談専用電話：6614-0999**

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクター
エルちゃん